

「適用工事」実施要領 第7条にいう具体的な評価方法については、次のとおりとする。

1 成績評定への加点

表 成績評定への加点

達成率 評定者	成績評定 考査項目運用表	通期又は月単位の週休2日 28.5%以上 (4週8休以上) 達成	完全週休2日(土日) 達成
一次評定者	別紙-1② 考査項目 2. 施工状況 細別 II. 工程管理 ● 評価対象項目 ・ 現場閉所による4週8休以上のみ下記を評価 <input type="checkbox"/> 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。 ※ 細別内の他の評価対象項目と合わせ評価値は総合的に計算されることとなる。	(レ点1箇所)	(レ点1箇所)
	※「完全週休2日(土日)を達成した工事」の成績評定への加点 別紙-1⑧ 考査項目 8. 創意工夫 細別 I. 創意工夫 <input type="checkbox"/> その他 理由欄に(完全週休2日(土日)を達成しているため)と記載。	-	(レ点1箇所)
二次評定者	別紙-2① 考査項目 2. 施工状況 細別 II. 工程管理 ● 評価対象項目 ・ 週休2日の確保は、下記の2事項両方で評価する。 <input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取組が見られた。 <input type="checkbox"/> その他 理由欄に(施工計画に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範となるような取組を実施した。)と記載して評価する。 ● 判定基準 評価対象項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 ※ 細別内の他の評価対象項目と合わせ評価値は総合的に計算されることとなる。	(レ点2箇所)	(レ点2箇所)
評定点合計		0.0~2.0	0.0~2.4

※1 達成率

$$(\text{達成率}\%) = (\text{現場閉所日数}) / (\text{対象期間}^{\ast})$$

※ 対象期間とは、「適用工事」実施要領 第5条第7項による。

ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者からあらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は除く。